

2017年（平成29年）4月12日

ベトナム同行視察事件判決（第2民事部）へのコメント

仙台市民オンブズマン

仙台地裁第2民事部（高取真理子裁判長）の判決は、形式論にとどまった市民感覚とは解離した不当な判決である。

本判決は、要するに議会派遣による海外視察費と調査研究のための政務活動費の支出は併存する別個の制度であると指摘し、菊地議員の同行費用を政務活動費から支出することを適法と判断したものである。

そもそも本件ベトナム視察が8名で計画され、実際には7名で実施されているが、かかる大人数での視察が必要だったのか疑問があるところ、本判決の論理では、政務活動費を使って追加で何人同行しても適法だという結果になりかねない。本件は同行の是非を問うたにもかかわらず、本判決はこの点について応えていない。

また、本判決はこれらを別個の制度であり、別個の規制に服するかのごとく判断しているが、形式的な考察にとどまっており、妥当でない。

宮城県議会は、「海外視察に関する手引き」を策定して、海外での調査をする場合は同手引きによるべきであると規制している。同手引きは、①調査先へのアポ取り、②旅行業者の選定に当たっての複数見積もりの取り付け、③事前研修、④事後の報告書の提出義務、⑤費用については任期中90万円の制限、等を要求している。これらは、海外調査が高額になりやすく、他方で県政との関連性が強く要求されることから、政務調査（活動）であっても海外に行く場合は厳格な手引きの規制を受けるべきことを明らかにしたものである。にもかかわらず、同手引きの手続きによらず、政務活動費で海外調査が可能だとすると、用途欄に「海外調査」と書きさえすれば、これらの規制がすべて潜脱される結果となる。

オンブズマンとしては控訴する予定である。

以上